

○財務省告示第三十六号  
国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵  
省令第三十号）第五条第十一項の規定に基づき、  
平成二十九年一月十七日に発行した利付国債の発  
行条件等を次のとおり告示する。  
平成二十九年二月九日

財務大臣 麻生 太郎

一 名称及び記 号	二 発行の根拠	三 の法律及びそ の振替法の適 用等	四 発行方法
利付国庫債券（二年）（第三百六十一回、第三百六十三回、第三百六十四回及び第三百六十七回）、利付国庫債券（五年）（第一百十八回及び第二百二十二回）、利付国庫債券（十年）（第二百九十一回、第二百九十四回、二百九十五回、第三百零二回、第三百零五回、第三百零六回、第三百零九回、第三百一十二回、第三百一十五回、第三百一十六回及び第三百一十九回）及び利付国庫債券（二十年）（第三十八回、第四十回及び第四十四回） 特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第四十七条第一項 社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号） 以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。 利回り格差（第十七号に規定する利回りに応募した者が加算する数値をいう。次号において同じ。）を競争に付して行われる入			

十四 利 子	十三 二 の 経 過 利 子 率	十一 一 發 行 行 価 格 日	九 振 替 単 位	八 最 低 額 面 金 額	七 払 込 金 額	六 發 行 額	五 募 入 決 定 の 方 法
<p>第十号に規定する発行日を後の各            日（利子支払期日）が、            365</p>	<p>（別表のとおり）            募入決定の通知を受けた者は、            払込金額を加え、次の算式によ            り算出した金額を払込日に払            い込むものとす。</p>	<p>平成二十九年一月十七日            發行対象国債ごと、額面金額            百円につき、次の算式により算            出した金額</p>	<p>振替法の規定による振替口座簿            の記載又は記録は、最低額面金            額の整数倍の金額によるものと            する。</p>	<p>五万五千五百九十萬七千円</p>	<p>二万五千五百九十萬七千円</p>	<p>額面金額で千九百九十四億円</p>	<p>札にのみ発行            各申込みの            さいものから            割り当てる。            額面金額千九            割り当てる。            額面金額千九            二万五千五百            五万五千五百</p>

$$\frac{100 + \text{表面利率} \times \text{残存年数}}{1 + \left( \frac{\text{第十七号に規定する利回り} + \text{募入利回り格差}}{100} \right) \times \text{残存年数}}$$



（（利 回第十付 三）年国 百）庫 十二 債 二 券	（（利 第十付 三）年国 百）庫 十 債 回） 券	（（利 第十付 三）年国 百）庫 二 債 回） 券	（（利 五第十付 回二年国 百）庫 九 債 十 券	（（利 四第十付 回二年国 百）庫 九 債 十 券	（（利 一第十付 回二年国 百）庫 九 債 十 券	（（利 回第五付 百）年国 二）庫 十二 債 二 券	（（利 第五付 百）年国 十）庫 八 債 回） 券	（（利 七第二付 回三年国 百）庫 六 債 十 券	（（利 四第二付 回三年国 百）庫 六 債 十 券
一 ・ 二 %	一 ・ 〇 %	一 ・ 四 %	一 ・ 五 %	一 ・ 七 %	一 ・ 三 %	〇 ・ 一 %	〇 ・ 二 %	〇 ・ 一 %	〇 ・ 一 %
十年平 日十成 二三月 月十二 二	日年平 九成 月三十 月二十二	日年平 六成 月三十 月二十一	六平 月成 二三十 月十年	六平 月成 二三十 月十年	三平 月成 二三十 月十年	十年平 日十成 二三月 月十一 二一	日年平 六成 月三十 月二十一	八平 月成 月十三 月十五日 年	五平 月成 月十三 月十五日 年
一 億 円	四 億 円	一 億 円	七 十 二 億 円	一 億 円	四 十 億 円	百 六 億 円	四 億 円	千 九 億 円	五 十 一 億 円

（（利 第二付 四十国 十年庫 四）債 回 券 ）	（（利 第二付 四十国 十年庫 回）債 ） 券	（（利 第二付 三十国 十年庫 八）債 回 券 ）	（（利 回第十 ）三年 百）庫 十 債 九 券	（（利 回第十 ）三年 百）庫 十 債 六 券	（（利 回第十 ）三年 百）庫 十 債 五 券
二 ・ 五 %	二 ・ 三 %	二 ・ 七 %	一 ・ 一 %	一 ・ 一 %	一 ・ 二 %
日年平 三成 月三 二十 十二	九平 月成 二三 十日 年	三平 月成 二三 十日 年	十年平 日十成 二三 月十 二三	日年平 六成 月三 二十 十三	日年平 六成 月三 二十 十三
億四 円百 七十 六	三 億 円	八 十 三 億 円	十 三 億 円	二 十 九 億 円	九 十 二 億 円